

【インドネシア入国時の査証免除について】

平成28年4月25日改訂
在デンパサール日本国総領事館

30日以内の観光等の目的でインドネシアに入国する際には、査証の免除が実施されています。

- インドネシアでの滞在期間は30日まで（入国日も含めて数えます）。延長はできません。
- 滞在目的は、観光、親族訪問、講義・セミナー参加、トランジット等。
- 査証免除入国後に到着ビザやビジネスビザなどへの切り替えは不可となっております。
- デンパサール空港、ロンボク空港等、国内のほぼすべての国際空港・海港等から入出国が可能。
- 到着ビザ（VOA）制度は今までどおり存続されます。31日以上（VOAで入国後1回延長可、有料。60日まで）の滞在を予定している方や、就労を伴わないビジネス目的等での入国の場合は、VOAをご利用下さい（手数料35ドル）。

査証免除による入国の場合も、旅券の残存有効期間は6ヶ月以上、査証欄空白ページが十分あることが必要です。また帰路の航空券又は第三国への航空券の提示が求められることがあります。なお、旅券への入出国印の押印は必要ですので、入出国時には必ず押印されていること及びその内容（日付など）をご確認願います。

以上